

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示	
◎告示（高知県漁業調整規則による漁業の許可等の定数の定め）の一部改正（漁業管理課）	1
○高知県漁業調整規則による漁業の許可等の定数が定められた漁業の許可等の申請期間の定め（ 〃 ）	1
○道路の区域変更（3件）（道路課）	1
○道路の供用開始（ 〃 ）	1
○2年以内に事業が執行される予定の道路の指定（建築指導課）	2
公告	
○工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施（消防政策課）	2

告 示

高知県告示第612号

平成27年12月高知県告示第721号（高知県漁業調整規則による漁業の許可等の定数の定め）の一部を次のように改正する。
令和元年12月27日

高知県知事 濱田 省司

表中「359」を「354」に、「198」を「193」に改める。

高知県告示第613号

高知県漁業調整規則（昭和48年高知県規則第14号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、平成27年12月高知県告示第721号（高知県漁業調整規則による漁業の許可等の定数の定め）で告示した同規則第25条第1項の規定に基づき漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度を定められた漁業に係る同規則第8条第1項の許可又は同規則第21条第1項の認可の申請の期間は、令和2年1月1日から同月31日までとする。

令和元年12月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第614号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和元年12月27日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和元年12月27日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 国道
- 路線名 439号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
長岡郡大豊町西峰字杖谷之西4485番3から	前	3.8 }	130
	後	8.3	
長岡郡大豊町西峰字中ミチ2424番3まで	前	4.5 }	130
	後	14.2	

高知県告示第615号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和元年12月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和元年12月27日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 敷ヶ市松野
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市西土佐藪ヶ市字堂ノ上山528番1から	前	2.8 }	387
	後	22.0	
四万十市西土佐藪ヶ市字堂ノ上山527番1から	前	6.0 }	387
	後	46.0	

高知県告示第616号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和元年12月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和元年12月27日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 昭和中村
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市古尾字山伏ガ谷1511番1から 四万十市古尾字山伏ガ谷1511番2まで	前	4.0	198
	A		
四万十市古尾字ゴビヨウ1506番1から 四万十市古尾字山伏ガ谷1512番1まで	前	6.8 }	210
	B		
四万十市古尾字ゴビヨウ1506番1から 四万十市古尾字山伏ガ谷1512番1まで	後	6.8 }	210
	後		

高知県告示第617号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、令和元年12月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和元年12月27日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 昭和中村
- 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市古尾字ゴビヨウ		

1506番1から 四万十市古尾字山伏ガ谷 1512番1まで	210	令和元年12月27 日
-------------------------------------	-----	----------------

高知県告示第618号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、都市計画法（昭和43年法律第100号）による新設の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして次のとおり指定する。

令和元年12月27日

高知県知事 濱田 省司

起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市小籠字忠 兵衛825番地先	南国市小籠字福 留868番地先	27.40)	206.70
		38.15	

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習（以下「講習」という。）を次のとおり行う。

令和元年12月27日

高知県知事 濱田 省司

1 講習の実施日時、実施場所及び区分

講習の実施日及び実施場所	講習の区分	講習の実施時間
令和2年2月4日（火） 高知県庁正庁ホール	警報設備	午前9時から午後5時まで
令和2年2月5日（水） ”	消火設備	”
令和2年2月6日（木） ”	避難設備・消 火器	”

2 講習の受講の申請手続

(1) 受講申請書の配布

受講申請書は、高知県危険物安全協会、高知県危機管理部消防政策課及び県内各消防本部（消防署）で配布する。

(2) 受講申請書の提出先

郵便番号780-8570
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内

高知県危険物安全協会

(3) 受講申請書の受付期間

受講申請書は、令和2年1月8日（水）から同月20日（月）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の間に受け付ける。

(4) 講習の受講手数料

受講手数料として、7,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申請書に貼り付けて納入すること。

3 講習に関する問い合わせ先

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内

高知県危険物安全協会（電話番号088-823-9099）